

受講希望の法人のみなさまへ ～注意事項～

令和2年度静岡県相談支援従事者初任者研修等の受講申込みについて

新型コロナウイルス感染症対策の関係で、今年度の研修参加申込みに関して以下の注意事項（変更の可能性等）がありますので、御了解のうえお申し込みいただくようお願いいたします。

今年度の受講申込みについては、必要最小限の人数とするなど、御配慮ください。

なお、下記注意事項については、それぞれ方針が決まり次第、改めて連絡をさせていただきます。（受講申込みを行った法人様へ、メールでお知らせいたします）

注意事項（変更の可能性等）

- 日程、受講定員及び会場については、大幅に変更する可能性があります
（開催の分散化・少人数化等の配慮を行うため）
- 受講決定通知の時期が大幅に遅れる可能性や、条件付きの受講決定となる可能性があります
（受講希望人数等を把握後、必要に応じて対応を検討するため）
- 今後、研修に関する取り扱いが厚生労働省から新たに示された場合、開催中止とする可能性があります

令和2年度静岡県相談支援従事者初任者研修実施要綱

(注)本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします

(注)日程、受講定員及び会場については、今後、大幅に変更する可能性があります

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るため、以下の目的により実施します。

- ・地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ること
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ること

2 日程等 (今後変更の可能性あり)

以下の日程表のとおりです。(変更が生じた場合は随時メール等により周知予定)

相談支援事業に従事予定の方は7日間課程、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事予定の方は4日間課程(1～4日目)を受講する必要があります。(5(3)参照)

受講決定時の通知書に記載されたグループで受講してください(申込み時に希望グループ選択可)。なお、決定された課程及びグループは変更できませんので御注意ください。

(1)受講者全ての方が対象(4日間課程・7日間課程共通)

区分	講義1グループ			講義2グループ	
1日目	静岡労政会館 6/16(火)			静岡労政会館 6/23(火)	
2日目	静岡労政会館 6/17(水)			静岡労政会館 6/24(水)	
区分	演習Aグループ (中部)	演習Bグループ (中部)	演習Cグループ (中部)	演習Dグループ (西部)	演習Eグループ (東部)
3日目	シズウエル 6/25(木)	シズウエル 6/26(金)	シズウエル 7/ 2(木)	浜北文化センター 7/ 8(水)	ファルマバレーセンター 7/14(火)
4日目	シズウエル 6/30(火)	シズウエル 7/ 1(水)	シズウエル 7/ 7(火)	浜北文化センター 7/ 9(木)	ファルマバレーセンター 7/15(水)

(2)相談支援専門員として従事する予定の方のみ対象(7日間課程のみ)

区分	相談Fグループ		相談Gグループ	
5日目	シズウエル	9/ 1(火)	シズウエル	9/ 2(水)
6日目	シズウエル	10/16(金)	静岡労政会館	10/22(木)
7日目	静岡労政会館	10/21(水)	シズウエル	10/23(金)

(会場一覧)

会場名称	所在地	受講者用駐車場
静岡労政会館	静岡市葵区黒金町 5-1	なし(公共交通機関を御利用ください)
シズウエル(静岡県総合社会福祉会館)	静岡市葵区駿府町 1-70	
ファルマバレーセンター (静岡県医療健康産業研究開発センター)	駿東郡長泉町 下長窪 1002-1	台数制限あり(極力、公共交通機関を御利用ください)
浜北文化センター	浜松市浜北区貴布祢 291-1	あり

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課 (委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとしますが、変更等があった場合には、県障害者政策課及びあしたか太陽の丘ホームページにて御案内します。

5 研修受講対象者及び受講課程

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者(児)ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で、以下のいずれかに掲げる方とします。

なお、個人的な資質向上・資格取得を目的とした受講はできません。

(1) 相談支援事業に従事しようとする方

相談支援専門員として配置(届出)予定時までに、必要な実務経験年数(**別紙2**参照)を満たす見込みのある方

※受講後、相談支援事業の従事状況を個別に確認させていただく予定です。

※「相談支援事業に従事しようとする方」として申込みをした方は、今年度のサービス管理責任者等基礎研修は原則受講できません。

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする方

令和2年9月15日までに、下表の実務経験年数を満たす見込みのある方

(業務内容等の詳細については**別紙3**、**別紙4**参照)

業務	実務経験年数
相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めてよい)	通算して3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	通算して6年以上
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	通算して1年以上

※実務経験年数に満たない方は受講決定しません。

※サービス管理責任者等基礎研修は、本研修(4日間課程)を修了しなければ受講することができません。なお、サービス管理責任者等基礎研修の受講には、別途申込みが必要です。

(後日、県障害者政策課ホームページで御案内します。)

【注意事項】

上表は、本研修を受講するための実務経験年数であり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置(届出)するために必要な実務経験年数とは異なります。

(**別紙3**、**別紙4**を参照してください。)

(3) 受講課程 (今後変更の可能性あり)

区 分	課 程
① 相談支援事業に従事予定 (相談支援専門員)	7 日間課程
② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事予定	4 日間課程※

※②に該当する方は、7 日間課程は受講できません

6 受講定員 (今後変更の可能性あり)

600 人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) 申込み方法 (ふじのくに電子申請サービスによる申込み)

申込み準備	<p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っている方 →昨年度の静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID (メールアドレス) やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください (研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します)</p>	
申込み手順	<p>①ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/</p> <p>②検索メニューの手続き名「相談支援従事者初任者研修」で検索</p> <p>③ (利用者登録を行っていない方のみ) 利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID (メールアドレス) ・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに申込み受付メールが到着すれば受付完了</p> <p>※半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、<u>申込み期限までに</u>県障害者政策課 (電話番号054-221-3599) へ確認をしてください。(申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのやり直しを行うことはできません)</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p>	
申込み期間	令和2年4月17日(金)13時から 令和2年5月8日(金)17時まで	※期限後は一切 申請入力できません

(2) 実務経験証明書の提出

対象者	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする方 (相談支援事業に従事しようとする方は提出不要)
提出様式	別添「 <u>静岡県研修申込用参考様式</u> 」に申込み時点の情報を記載し、代表者印押印の上、提出してください。
記載上の留意事項	・複数法人での経歴を証明する必要がある場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください ・1法人で6回以上の異動がある等により欄が不足する場合は、2枚に渡って記載してください
提出方法	下記宛て郵送又は持参により提出をお願いします。 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階 静岡県障害者政策課障害者政策班 大路 宛て
提出期限	令和2年5月15日(金) 17時必着 ※提出書類は返却しません

(3) 申込みに関する注意事項

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人ごとに行ってください。(事業所単位の申込みは無効です)
- ③ 県外の事業所に配置される予定の方は、本研修を受講できません。
- ④ 受講に際し、配慮(車椅子使用、介助者が付添う等)が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込みは1事業所当たり原則1人とします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、申込み時にその方の優先順位を記載してください。
- ⑥ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合(申込み手続きが正常に完了していない場合を含む)や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑦ 実務経験証明書の提出が必要な方について、期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」の実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講者として決定しません(受講決定後の場合はその決定を取り消します)。
- ⑧ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握、相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。

8 受講者の決定・通知 (決定通知時期が遅くなる等の可能性あり)

静岡県障害者政策課長が、実務経験年数や法人ごとの申込み者数、配置予定時期、昨年度の研修受講状況等を勘案し、選考の上決定します(先着順ではありません)。

選考結果は、受講(決定・非決定)通知書として、各法人の長宛てメール送付します。(申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません)

なお、受講決定通知の時期が大幅に遅れる可能性や、条件付きの受講決定となる可能性がありますので、御了承ください。

9 修了証書等

(1) 証書等の種別

所定の課程を修了した方に、静岡県知事が発行する以下の証書等を交付します。

区 分	交付される証書等
7日間課程を修了した方	修了証書
4日間課程を修了した方	受講証明書

※7日間課程の受講決定となった方が5日目以降に欠講した場合であっても、4日間課程の「受講証明書」は交付しません

※4日間課程を修了した方が、次年度以降に相談支援専門員として従事する予定となった場合には、改めて7日間課程を受講する必要があります

(2) 証書等の交付要件

以下のいずれかに該当する方及び受講決定を取り消された方には、証書等を交付しません。

①～⑤については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますので御注意ください。

- ① 講義・演習に遅れた場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- ② 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作・講義中の写真撮影・タブレット式端末の使用等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ 事前課題及び実習事例の提出に関して、指定期限までに提出がない場合、指定様式でない様式（過年度様式等）で提出した場合及び事例に著しい不備が認められた場合
- ⑤ 実務経験証明書を提出していない場合（相談支援事業に従事しようとする方を除く。）
- ⑥ 研修参加費を納付していない場合

10 受講費用

受講費用として、研修参加費及びテキスト代を徴収します。

受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても返金しません。）

また、実務経験証明書の郵送費、研修会場への旅費や滞在費等は、受講者負担とします。

区 分	7日間課程	4日間課程	支払い方法・期限
研修参加費	26,000円	18,000円	研修申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付します。通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト代	5,000円 ※初 日:4,000円 5 日目:1,000円	4,000円	研修初日の受付で、現金4,000円を徴収します。さらに、7日間課程の方は、研修5日目の受付で現金1,000円を徴収します。

11 配置(届出)に要する実務経験の確認について

「5 研修受講対象者」の注意事項に示したように、本研修の受講に当たって必要な実務経験と、事業所に配置(届出)するために必要な実務経験は異なります。

例えば、児童発達支援管理責任者については、研修は老人福祉施設等の経験だけでも受講できますが、配置(届出)するためには障害者・障害児に対する実務が必要となるなどの違いがあるなど、「研修受講=配置(届出)可」ではないことに御留意ください。

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置(届出)に必要な実務経験の判断に不安がある場合は、必ず下記の各指定機関へ確認いただくようお願いします。

相談支援専門員	事業種別	事業所の所在地	問い合わせ先(指定機関)
	特定相談支援 障害児相談支援	各市町	各市町障害福祉担当課
	一般相談支援	静岡市内	静岡市障害者支援推進課 054-221-1098
浜松市内		浜松市障害保健福祉課 053-457-2860	
上記以外		静岡県福祉指導課 054-221-3772	

サービス 管理責任者 及び 児童発達支援 管理責任者	事業所の所在地	問い合わせ先(指定機関)
	静岡市内	静岡市障害者支援推進課 054-221-1098
	浜松市内	浜松市障害保健福祉課 053-457-2860
上記以外	静岡県福祉指導課 054-221-3772	

12 問い合わせ先

確認したい内容に応じて、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
下記に関する事 ・申込み方法 (ふじのくに電子申請サービス) ・受講に必要な実務経験 ・実務経験証明書 ・受講決定 ・全体日程の変更等	静岡県障害者政策課障害者政策班 電話番号 054-221-3599 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
上記の他、研修の内容に関する事	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 坂井、瀧本 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)